

◎新潟県告示第1266号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人社団都城会 大矢医院	小千谷市大字 蕨生乙933-7	名称 変更	医療法人社団都 城会 谷口医院	医療法人社団都 城会 大矢医院	平成29年9月25日
医療法人社団 し ぶや小児科医院	村上市新町6 番83号	住所 変更	村上市羽黒町11 番23号	村上市新町6番 83号	平成29年9月18日